

交通運賃の割引

1 公共交通機関運賃の割引
身体障害者手帳か療育手帳を持つ人が公共交通機関を利用する場合、手帳を提示すれば運賃の割引を受けることができます。

【手帳提示場所】

JRを利用する場合は駅の窓口（単独利用の場合は10キロ以上に限る）。バスの場合は料金支払時。

2 タクシー運賃の割引

タクシーを利用するときは、手帳を提示すれば運賃の1割が割り引かれます。

身体障害者手帳1・2級か、療育手帳の障害の程度がAを持つ人が申請すれば、市は瀬戸内市福祉タクシー利用券を発行し、タクシー料金の助成を行います。事前にご相談ください。

福祉機器の給付・貸与

1 身体障害者（児）補装具

身体障害者手帳を持っている人は、義手・義足・つえ・補聴器・車いす・歩行器など

2 介護用自動車購入など助成

身体障害者手帳または療育手帳を持っていて、車いす・ストレッチャーなどを使用し移動に介護が必要な人に、自動車をリフト付などに改造する経費か、改造された自動車を新規に購入する経費を助成します（助成金に上限あり）。事前申請が必要です。



介護用自動車

障害のある人の在宅福祉サービス

1 ホームヘルパーの利用

身体障害者（児）知的障害者（児）が日常生活に支援が必要な場合、家事、介護などの支援をします。

日常生活に必要な器具の交付や修理が受けられます。所得税額に応じて自己負担がありますので、事前にご相談ください。

2 日常生活用具の給付・貸与

身体障害者手帳か療育手帳を持っている人などに、特殊寝台・入浴補助用具・歩行支援用具など、日常生活に必要な用具を給付しています。所得税額に応じて自己負担がありますので、事前にご相談ください。

3 電動車いすなどの購入費助成

身体障害者手帳1〜3級を持つ人に、電動車いすを購入する費用の2分の1を助成します（助成額に上限あり）。

4 重度身体障害者住宅改造助成

身体障害者手帳1・2級を持つ人が、自宅で暮らしやすいように改造する場合、助成対象工事に必要な費用の3分の2を助成します（助成額に上限あり）。

支給決定前の工事着工は、対象外となりますので、必ず事前にご相談ください。

5 IT機器活用支援

上肢障害か視覚障害1〜3

2 障害者（児）短期入所

保護者が病気などで障害のある人の世話ができないときなど、保護者に代わり施設などで預り、世話をします。

3 身体障害者デイサービス

重度身体障害者の自立支援、生活改善、身体機能の維持向上のため、通所での機能訓練、各種作業のサービスを利用できます。

4 ガイドヘルパーの利用

通院や社会参加する場合にご利用できます。

相談・受付先

●高齢者・障害者サービス

市福祉課

☎ 26-5942

市保健福祉部邑久分室

☎ 22-1810

市牛窓支所保健福祉課

☎ 34-3433

●高齢者サービス

在宅介護支援センターあじさい

瀬戸内市牛窓町長浜1745-1

（特別養護老人ホームあじさいのおか牛窓内）

☎ 34-6366



歩行を助ける手すり

級の身体障害者手帳を持っている人が、障害に対応したIT機器関連周辺機器、ソフトウェアを購入する場合、直接要した費用の3分の2を助成します（補助額の上限、所得制限あり）。事前にご相談ください。

障害のある人の手当など

1 特別児童扶養手当

身体や精神に中度以上の障害のある20歳未満の児童を育てている父母か養育者に、扶養手当を支給します。いずれも手当月額は障害が重度の場合は50,900円、中度の場合は33,900円（所得制限あり）。金額はH16・4・1現在）。

2 特別障害者手当

常時特別の介護が必要な在宅で最重度の障害がある人に、手当を支給します（所得制限あり）。

3 障害児福祉手当

在宅で重度の障害がある児童に手当を支給します（所得制限あり）。手当月額は14,430円（H16・4・1現在）。

4 重度心身障害者福祉年金の支給

身体障害者手帳1〜4級か療育手帳を持っている人で、基準日（毎年4月1日）以前に引き続き1年以上市内に居住し、当該障害で支給される国などからの公的年金を受けない人で、厚生労働省設置法の規定の国立ハンセン病療養所に入所していない人に、毎年7月に年金を支給します。障害の程度などで支給額は変わります。

障害のある人の外出支援

1 身体障害者自動車運転免許取得・自動車改造助成

身体障害者手帳か療育手帳を持っている人が、自動車運転免許を取得する場合は、直接要した費用の3分の2を助成。自動車を改造する場合は、直接要した費用を助成します。事前申請が必要です（それぞれ助成金には上限あり）。

岡山地域リハビリテーション広域支援センター

岡山県では、高齢者や障害をお持ちの人に、リハビリテーションを通じて支援する事業を行っています。

岡山地域（瀬戸内市ほか4市町）では「岡山あさひ病院」が窓口となり、次のような活動をしています。電話・FAX・メールで、お気軽にお問い合わせください。

- リハビリテーションについての相談や質問にお答えします。
- 健康教室を開催したり、地域の教室へ講師を派遣します。
- リハビリに関係するいろいろな情報を紹介します。
- 研修会や技術指導を行います。

■問い合わせ先

岡山地域リハビリテーション広域支援センター（岡山あさひ病院内）

☎ 086-272-9911

FAX 086-272-9915

Eメール kouikirih1@kouikishien-okayama.jp

※電話は月～金曜日（祝日を除く）の午前9時～午後5時、FAX・メールは終日受け付けます。

邑久在宅介護支援センター
瀬戸内市邑久町箕輪266-1
（老人保健施設邑久ナース
ングホーム内）
☎ 22-9503

長船荘在宅介護支援センター
瀬戸内市長船町服部1141
（特別養護老人ホーム長船
荘内）
☎ 26-4772